

通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和6年4月9日
観 光 庁

観光庁では、別紙のとおり、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）の一部を改正する省令案について検討しております。

つきましては、下記要領のとおり広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対するご意見を下記のとおり募集いたします。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めご了承願います。

記

1. 意見募集対象

通訳案内士法規則の一部を改正する省令案について（別紙）

2. 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント欄」に掲載

3. 意見募集期間

令和6年4月9日（火）～令和6年5月9日（木）（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

氏名、住所、所属（会社名、部署名等）、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）及び本件へのご意見を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、ご意見を正確に把握するため、本要領に基づかない応募や電話によるご意見の受付は致しかねますので、ご了承願います。

（1）電子政府の総合窓口の意見入力フォーム（インターネット）

意見募集要領を確認の上、「意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。」にチェックを入れて「意見入力」ボタンをクリックし、意見入力フォームよりご提出ください。

（2）電子メール

電子メールアドレス： [\(hqt-tuuyaku@gxb.mlit.go.jp\)](mailto:hqt-tuuyaku@gxb.mlit.go.jp)

観光庁国際観光部国際観光課 意見募集担当 あて

※件名は必ず「通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」としてください。

※テキスト形式をご使用のうえ、メール本文に意見を入力いただき、ファイルを添付しないようお願いいたします。

（3）郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁国際観光部国際観光課 意見募集担当 あて

※封書に「パブリックコメント」と赤字でご記入ください。

※意見については別添にご記入のうえ、送付してください。

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、予めご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務のみに利用します。